

【重要】研究費の適正な使用について

研究費の不正な使用または処理（※）は、研究者に対して、義塾による処分、資金配分機関による処分、法的措置や刑事処分等が課されることがあります。また、義塾に対しても、資金配分機関による処分や信用の失墜など、その影響は計り知れません。故意にこれらの行為に関与した場合のみならず、経理処理等のミスや、経費使用ルールを適切に把握していなかったこと等、過失が原因であった場合、および自ら研究費の不正な使用または処理に関与したとまでは認定されなかったものの、善管注意義務に違反した場合であっても処分対象となる可能性があります。

ルールを把握していなかったことや資金の適切な管理を怠ったことが思わぬ事態に繋がるケースが多くあります。不正な使用または処理を起こさないためには、取り扱う資金の使用ルールや義塾の会計ルールについて、日ごろから確認を行い、また不明点があれば問い合わせを行い、ルールを正しく把握することが重要です。

以下は研究費の不正な使用または処理の一例です。このような事態が発生しないよう、研究者個人においても十分に注意し、研究費を適正に使用してください。

※「研究費の不正な使用または処理」とは、研究費の他の用途への使用または交付決定の内容やこれに付した条件に違反した使用を指します。

1. 研究費の不正な使用または処理の主な例

■実体を伴わない発注・物品購入(預け金・割高操作・品名替)

架空の、または実態と異なる取引により業者に代金を請求させ、業者に預け金として管理させる等すること。

- 例1) 架空の会計書類を捏造して物品購入を装い、業者から一時的に預かった物品を使って納品検収を通過し、支払われた代金を業者に預け金として管理させる。
- 例2) 通常より割高な価格で物品を購入することによって執行額を増やし、その差額を取引業者から自身の銀行口座に振り込ませる。
- 例3) 実際に納品された物と異なる品名に書き換えた会計書類により発注を行い、業者に捏造させた架空の納品書を発行させる。

■実体を伴わないカラ給与・カラ謝金

実体の伴わない給与や謝金を請求すること。

- 例1) 学生の生活費支援のため、実際には行われていない架空の業務に対する謝金を請求する。
- 例2) 研究室の維持・運営に必要な経費等に於けるため、実際に勤務を行っていない学生の架空の勤務表を捏造して提出する。
- 例3) 適切な財源の充当および勤務管理を怠り、勤務事実に基づかない給与の支給、研究資金の目的外となる給与の支給が行われる。

■実体を伴わないカラ出張等

実体の伴わない出張旅費を請求すること。

- 例1) 実際に利用したものと異なる交通手段・経路を申請し、差額を受給する。
- 例2) 出張の根拠資料として、先方からの招聘メール（日時、内容等が記載）を捏造または改ざんし、目的外出張を行う。
- 例3) 自ら関与する企業の用務等、研究費にかかる本来用務以外の目的で出張するにも関わらず、あえて不急の本来用務も発生させ、出張旅費を全額請求する。

■二重請求

他の機関から旅費を支給されていた出張等の経費を請求する等して、二重の支払いを受けるもの。

- 例1) セミナー等の主催企業から旅費が支給されていたが、これを秘匿して義塾に旅費の請求を行う。
- 例2) 1通の電子領収書・納品書を複数回利用し、複数の資金で費用を請求する。

2. 不適切な行為の主な例

「プール金」、「還流行為」等の不適切な行為も認められません。不適切な行為も場合によっては以下の3に示す処分の対象になることがあります。

■プール金

目的の如何に関わらず、研究費の不正な使用または処理等で発生した差額等を研究室や個人等が管理すること。

■還流行為

学生等に支払われる給与や謝金、旅費などが一旦支給された後に、その全部または一部を回収し、私的流用や、研究室の維持・運営に必要な経費等にあてるなどすること。

※学生等本人の承諾があったとしても、社会通念上不適切な行為とみなされます。

3. 研究費の不正な使用または処理等に関する処分

■研究者個人に対する処分

・ 義塾による処分

研究費の不正な使用または処理をなした者等に対する調査の結果、「賞罰規程（就）」に定める懲戒処分が適当と研究コンプライアンス委員会により判断された場合、不正の程度、悪質性に依りて、譴責、減俸、停職、諭旨退職、懲戒解雇のいずれかの懲戒処分案が塾長に上申されます。

（「公的資金の不正使用に対する懲戒処分上申に関する規則」参照）

・ 資金配分機関による処分

① 応募資格制限

資金配分機関により、競争的研究費への申請及び参加資格が、最大10年間制限されます。

（「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）参照）

② 資金の返還

研究費の不正な使用または処理があった場合は、資金配分機関の交付決定の取消し処分、研究費の返還命令処分が下ることがあり、研究費の不正な使用または処理を行った研究者がこれを負担します。（「慶應義塾における資金の支出に関する規則」第4条②）

また、場合によっては、研究費を受領した日から年率10.95%の加算金、および未納の場合は未納日から年率10.95%の延滞金がこれに加算されます。（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第4章参照、国以外の行政機関からの補助金である場合は条例・規則等を、契約を締結している場合は契約内容も確認してください。）

・ 法的措置

大学や資金配分機関等から、刑事告発や民事訴訟等の法的措置を受けることがあります。

（「公的資金の不正使用に対する懲戒処分上申に関する規則」参照）

・ 刑事処分

悪質な事案の多くは詐欺罪が適用されています。

■研究機関に対する処分や影響

- ・ 研究費の不正な使用または処理に係る研究費の返還など
- ・ 研究機関に対する間接経費の削減措置
- ・ 機関としての信用失墜
- ・ 不正調査にかかる膨大な時間・コストの負担